

07186P-00

2018  
年度版

TAC行政書士講座

# 行政書士 の 問題集

みんなが欲しかった！



得点力をアップする  
300問を厳選！

出題可能性の高い  
過去問題を収録 + TAC講師渾身の  
オリジナル  
問題！

# はじめに

行政書士試験に合格するための最も効率的な学習方法は、正しくメリハリをつながらインプットとアウトプットを反復・継続することです。

本試験では、解答用紙1枚に書き込んだ結果だけで合否の判定が行われます。当たり前ですが、「たくさん勉強したんです」とか「本当はわかってたんです」と言い訳する機会はありません。学習した知識を正しく解答用紙に反映させられなければ、合格点をとることはできません。

「吸収する力」を身につけるための『みんなが欲しかった！行政書士の教科書』とペアとなり、「解答する力」を身につけるために必要なのがこの『みんなが欲しかった！行政書士の問題集』です。

本書は、「過去問セレクト」&「オリジナル演習」で構成されています。行政書士試験は平成18年度試験から新試験制度に移行しましたので、すべての過去問が重要というわけではありませんが、繰り返し出題される可能性の高いものは復習しておくべきとの観点から過去問を選別し、必要に応じてオリジナル問題も盛り込みました。

本書は、左ページに問題を、右ページに解答・解説を収録した見開きスタイルなので、問題を解いたら解説を探してという手間が省け、効率よく学習できます。また、何となく問題を解くよりも、解説を読みながら解答するプロセスを身につけることが解答力を高めることにつながりますので、見開きはその意味でも有用といえます。

本書は、それなりのボリュームもありますが、基礎・基本の解答力を身につけるのに適した1冊となるはずです。

ぜひ、本書を手に取り、行政書士試験合格を勝ち取ってください。

TAC行政書士講座

本書は、平成29年11月13日現在の施行法令および平成29年11月13日現在において平成30年4月1日までに施行される法令に基づいて作成しております。

なお、本書刊行後、平成30年4月1日施行の改正法令が成立した場合は、下記ホームページの法改正情報コーナーに、法改正情報を掲載いたします（平成30年4月下旬予定）。

TAC出版書籍販売サイト「Cyber Book Store」

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

# 本書の特長と使い方

本書には、「過去問」と「オリジナル問題」の両方が収録してあります。「過去問題集」と「演習問題集」を別々に購入する必要もありませんし、この両者に重複した問題を二度演習するといったムダも発生しません。本書をしっかりとこなして、合格レベルの実力をしっかり養ってください。

## 重要度表示

出題実績、今後の出題可能性、科目を理解するうえでの必要性などを勘案し、各問題には重要度を3段階で表示しています。

重要度A → 必ず解く

重要度B → できるだけ解く

重要度C → 余裕があれば解く

本書は、おおむね過去問題80%、オリジナル問題20%の割合で収録しています。過去問題には、本試験の出題年度・問題番号を記載しています。

H27-3 = 平成27年度 問題3

## 本書の構成

徹底した本試験の分析をもとに、出題傾向、科目ごとの特性、出題の難易度を比較検討し、全300問を収録しました。

問題文が長文である文章理解を除き、1問ずつの見開き構成なので、問題を解いたら解説を探すという手間が省け、効率的です。

重要度  
A

## 外国人の人権

H27-3

**問題002** 外国人の人権に関する次の文章のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 国家機関が国民に対して正当な理由なく非難の押捺を強制することは、憲法13条の趣旨に反するが、この自由の保障はわが国に在留する外国人にまで及ぶものではない。
- 2 わが国に在留する外国人は、憲法上、外国に一時旅行する自由を保障されているものではない。
- 3 政治活動の自由は、わが国の政治的憲法秩序またはその実施に影響を及ぼす活動等、外国人の地位にかんがみこれを認めるとが相当でないと解されるものを除き、その保障が及ぶ。
- 4 国の統治のあり方については国民が最終的な責任を負べきものである以上、外国人が公権力の行使等を行う地方公務員に就任することはわが国の法体系の想定するところではない。
- 5 社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、その政治的判断によってこれを決定することができる。

	①	②	③	④	⑤
学習日					
理解度 (○/△/×)					

4

## チェック欄

各問題に、学習した日と理解度を記入できる表をつきました。繰り返し演習することで、苦手分野が明確になるとともに、何度も間違えてしまう要注意項目（問題）が浮き彫りになります。

## 「教科書」とのリンク

5肢択一式は選択肢ごと、多肢選択式と記述式は問題ごとに、「みんなが欲しかった！ 行政書士の教科書」とのリンクを掲載しています。科目（編）とCHAPTERはインデックスで確認してください。

例えば、このリンクは、第1編憲法 CHAPTER02人権 SECTION01（人権享有主体）①外国人の人権に記載されていることを表しています。

### 解説

- 1 × 【SEC01 ①外国人の人権】  
個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに**指紋の押捺を強制されない自由**を有し、国家機関が正当な理由もないのに指紋の押捺を強制することは憲法13条の趣旨に反し許されません。そして、この自由の保障は、在留外国人にも等しく**及びます**（指紋押捺拒否訴訟、最判平7.12.15）。
- 2 ○ 【SEC01 ①外国人の人権】  
在留外国人には、**再入国の自由**は認められておらず、外国に一時出行する旨も**保障されているものではありません**（森川キャサリン事件、最判平4.11.16）。
- 3 ○ 【SEC01 ①外国人の人権】  
**政治活動の自由**は、在留外国人の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位に**かんがみこれを認めることが相当でない**と解されるものを除き、その保障が**及びます**（マクレーン事件、最大判昭53.10.4）。
- 4 ○ 【SEC01 ①外国人の人権】  
在留外国人が公権力の行使等を行う地方公務員に就任することは、日本の法体系の想定するところではありません（外国人職員補任試験拒否訴訟、最大判平17.1.26）。
- 5 ○ 【SEC01 ①外国人の人権】  
社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、その**政治的判断**によりこれを決定することができます（塩見訴訟、最判平元.3.2）。

### 第1編 憲法

### 02 人権

解説は、正誤を○×で示すとともに、丁寧な解説を掲載しました。  
**色太字**は選択肢の問題文が正しいか間違っているかを判断する箇所、**黒太字**は重要語句になります。

正解… 1

## 赤シート

付属の赤シートで解答・解説を隠して学習することができるので、とても便利です。



神田

### ワンポイントアドバイス

憲法の基本的人権の保障は、その性質上、外国人に及ぼすものも除き、在留外国人にも等しく及びます。

5

## ワンポイントアドバイス

問題を解く際に必要となる注意すべきポイント、重要な関連知識などを掲載しています。

問題を解いた後に確認することで、各問題の知識を補強するとともに、周辺知識の確認ができます。



	(1) 郵送による受験申込み	(2) インターネットによる受験申込み
① 受付期間	8月上旬から9月上旬まで（予定）	8月上旬から8月下旬まで（予定）
② 申込方法等	<p>受験願書と一緒に配布される封筒により、郵便局の窓口で「簡易書留郵便」で郵送してください。申込締切日当日の消印があるものまで受け付けられません。受験手数料は、受験願書の受付期間内に、必ず試験案内にとじ込まれている所定の払込用紙により郵便局の窓口で払い込んでください。</p> <p>申込締切日を過ぎた後に払い込んでも、受験願書の受付はされないのので、注意が必要です。</p>	<p>センターのホームページからインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。受験手数料の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る）決済とコンビニエンスストアでの払込みができます。</p> <p>※「インターネットによる受験申込み」には、顔写真の画像データが必要です。</p>

## 受験手数料

7,000円

## 受験票の交付

受験票は、例年10月下旬に発送されます。受験票には、受験番号及び試験場等が記載されています。

## 試験結果の発表と通知

試験結果は、例年、本試験翌年の1月下旬に、合格者の受験番号がセンターの掲示板に公示（掲示）されます。なお、公示後、受験者には全員に可否通知書が郵送されます。また、センターのホームページに合格者の受験番号が掲載されます。

## 合格基準

例年、次の要件をいずれも満たした者が合格とされます。

- (1) 行政書士の業務に関し必要な法令等科目の得点が、満点の50パーセント以上である者。
- (2) 行政書士の業務に関連する一般知識等科目の得点が、満点の40パーセント以上である者。
- (3) 試験全体の得点が、満点の60パーセント以上である者。

（注）合格基準については、問題の難易度を評価し、補正的措置を加えることがあります。

連絡先（問い合わせ先） 一般財団法人 行政書士試験研究センター

所在地 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号（試験専用）03-3263-7700

# シリーズ紹介と活用法

以下では、「みんなが欲しかった！行政書士シリーズ」の内容とその効果的な使い方を端的に紹介します（なお、書名等は変更される場合があります）。各書籍の特徴をよく理解して、効果的な学習をしてください。

## 実 力 養 成

### 教科書



シリーズの根幹となる基本書。図表とイラスト中心のわかりやすい解説で、本当に独学者が欲しかった4色フルカラーの教科書です。イメージをつかみながら、じっくりと読み込みましょう。

### 問題集



「みんなが欲しかった！行政書士の教科書」に準拠した問題集。繰り返し出題されている論点は過去問題で、未出題論点はオリジナル問題で学習できるようになっています。



### 最重要論点 150



試験全科目の中から重要項目150をしばりこみ、表形式でポイントを整理。見開き2ページで1テーマなので、暗記学習に最適です。

### 判例集



出題される可能性のある重要判例を網羅した判例集で、憲法、民法、行政法、商法を収録。重要度に応じて取扱いを変えているので、メリハリをつけた判例学習が可能です。



## 過去問演習

### 5年 過去問題集

5年分の本試験問題を年度別に収録。正答率と、覚えておきたい問題と捨問を明示しているので、実力チェックに最適です。



### 肢別問題集

一問一答式で法令科目の過去問題を収録。肢ごとに重要度ランク・復習ポイントを記載し、肢を切るポイントを明示しているので、効率的な学習が可能です。



## 記述対策

### 40字記述式 問題集

40字記述式問題対策の問題集。過去問題を題材にした解法マニュアルと、過去問題&オリジナル予想問題が1冊に集約されているので、段階的に学習できます。



## 直前期

### 本試験をあてる TAC直前予想 行政書士

出題傾向を徹底分析した予想問題を3回分収録。問題部分を取り外し式になっているので、本試験のシミュレーションが行えます。



# 合格

# CONTENTS

はじめに／ iii

本書の特長と使い方／ iv

行政書士試験の概要／ vi

シリーズ紹介と活用法／ viii

## 第1編 憲法

---

CHAPTER01 総論	2
CHAPTER02 人権	4
CHAPTER03 統治	28

## 第2編 民法

---

CHAPTER01 総則	50
CHAPTER02 物権	84
CHAPTER03 債権	120
CHAPTER04 親族・相続	206

## 第3編 行政法

---

CHAPTER01 行政法一般的な法理論	228
CHAPTER02 行政手続法	300
CHAPTER03 行政不服審査法	334
CHAPTER04 行政事件訴訟法	356
CHAPTER05 国家賠償・損失補償	408
CHAPTER06 地方自治法	422
CHAPTER07 総合問題	460

## 第4編 商法

---

CHAPTER01 商法 .....	468
CHAPTER02 会社法 .....	478

## 第5編 基礎法学

---

CHAPTER01 法学 .....	520
CHAPTER02 裁判制度 .....	526

## 第6編 一般知識

---

CHAPTER01 政治 .....	532
CHAPTER02 経済 .....	554
CHAPTER03 社会 .....	568
CHAPTER04 情報通信・個人情報保護 .....	582
CHAPTER05 文章理解 .....	606

第 1 編

憲 法

**問題001** 次の記述のうち、「主権」という用語が他とは違う意味で使われているものはどれか。

- 1 ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。
- 2 政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。
- 3 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。
- 4 国民主権の原理は、国政が国民の厳粛な信託によるものであることを意味する。
- 5 高度の政治性を有する国家行為は、司法審査になじまず、国会等の政治部門の、最終的には主権者たる国民の、政治責任において行われるべきである。

	①	②	③	④	⑤
学習日					
理解度 (○/△/×)					

## 解説

## 主権概念

①国家の統治権、②国家権力の最高独立性、③国政の最高決定権の3つの意味がある。

意義	①国家の統治権	②国家権力の最高独立性	③国政の最高決定権
具体例	日本国ノ「主権」ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ(ポツダム宣言)	自国の主権を維持し、他国と対等に立たうとする各国の責務であると信ずる(前文第3段落)	天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く(1条)

## 1 ③ 【SEC02 ②主権概念】

国政の最高の決定権とは、国の政治のあり方を最終的に決定する力または権威という意味です。「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」(憲法前文第1段落)という規定における「主権」は、③の意味で使われています。

## 2 ② 【SEC02 ②主権概念】

国家権力の最高独立性とは、国家権力の属性として国外に対しての独立という意味です。「政治道德の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等に立たうとする各国の責務であると信ずる」(憲法前文第3段落)という規定における「主権」は、②の意味で使われています。

## 3 ③ 【SEC02 ②主権概念】

「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」(憲法1条)の規定における「主権」は、③の意味で使われています。

## 4 ③ 【SEC02 ②主権概念】

「国民主権の原理は、国政が国民の厳粛な信託によるものである」という場合の「主権」は、③の意味で使われています。

## 5 ③ 【SEC02 ②主権概念】

「高度の政治性を有する国家行為は、司法審査になじまず、国会等の政治部門の、最終的には主権者たる国民の、政治責任において行われるべき」という場合の「主権」は、③の意味で使われています。

**問題002** 外国人の人権に関する次の文章のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 国家機関が国民に対して正当な理由なく指紋の押捺を強制することは、憲法13条の趣旨に反するが、この自由の保障はわが国に在留する外国人にまで及ぶものではない。
- 2 わが国に在留する外国人は、憲法上、外国に一時旅行する自由を保障されているものではない。
- 3 政治活動の自由は、わが国の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼす活動等、外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及ぶ。
- 4 国の統治のあり方については国民が最終的な責任を負うべきものである以上、外国人が公権力の行使等を行う地方公務員に就任することはわが国の法体系の想定するところではない。
- 5 社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、その政治的判断によってこれを決定することができる。

	①	②	③	④	⑤
学習日					
理解度 (○/△/×)					

## 解説

## 1 × 【SEC01 ①外国人の人権】

個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押捺を強制されない自由を有し、国家機関が正当な理由もないのに指紋の押捺を強制することは憲法13条の趣旨に反し許されません。そして、この自由の保障は、在留外国人にも等しく及びます(指紋押捺拒否訴訟、最判平7.12.15)。

## 2 ○ 【SEC01 ①外国人の人権】

在留外国人には、再入国の自由は認められておらず、外国に一時旅行する自由を保障されているものではありません(森川キャサリン事件、最判平4.11.16)。

## 3 ○ 【SEC01 ①外国人の人権】

政治活動の自由は、在留外国人の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及びます(マクリーン事件、最大判昭53.10.4)。

## 4 ○ 【SEC01 ①外国人の人権】

在留外国人が公権力の行使等を行う地方公務員に就任することは、日本の法体系の想定するところではありません(外国人職員昇任試験拒否訴訟、最大判平17.1.26)。

## 5 ○ 【SEC01 ①外国人の人権】

社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、その政治的判断によりこれを決定することができます(塩見訴訟、最判平元.3.2)。

正解… 1



## ワンポイントアドバイス

憲法の基本的人権の保障は、その性質上日本国民のみを対象としているものを除き、在留外国人にも等しく及びます。

**問題003** 私法上の法律関係における憲法の効力に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、正しいものはどれか。

- 1 私人間においては、一方が他方より優越的地位にある場合には私法の一般規定を通じ憲法の効力を直接及ぼすことができるが、それ以外の場合は、私的自治の原則によって問題の解決が図られるべきである。
- 2 私立学校は、建学の精神に基づく独自の教育方針を立て、学則を制定することができるが、学生の政治活動を理由に退学処分を行うことは憲法19条に反し許されない。
- 3 性別による差別を禁止する憲法14条1項の効力は労働関係に直接及ぶことになるので、男女間で定年に差異を設けることについて経営上の合理性が認められるとしても、女性を不利益に扱うことは許されない。
- 4 自衛隊基地建設に関連して、国が私人と対等な立場で締結する私法上の契約は、実質的に公権力の発動と同視できるような特段の事情がない限り、憲法9条の直接適用を受けない。
- 5 企業者が、労働者の思想信条を理由に雇い入れを拒むことは、思想信条の自由の重要性に鑑み許されないが、いったん雇い入れた後は、思想信条を理由に不利益な取り扱いがなされてもこれを当然に違法とすることはできない。

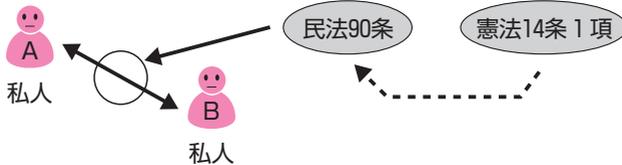
	①	②	③	④	⑤
学習日					
理解度 (○/△/×)					

## 解説

1 × 【SEC02 ②私人間効力】  
一方が他方より優越的地位に立つ関係にあるとしても、私人間の法律関係に憲法の効力を**直接**及ぼすことにはなりません(三菱樹脂事件、最大判昭48.12.12)。

2 × 【SEC02 ②私人間効力】  
憲法19条は私人間に**直接**適用されるものではなく、また、私立学校はその建学の精神に基づく校風と教育方針に照らし学則を制定でき、学生の政治活動を理由に退学処分を行ったことも許されます(昭和女子大事件、最判昭49.7.19)。

3 × 【SEC02 ②私人間効力】  
憲法14条1項は私人間に**直接**適用されるわけではありません。なお、私企業が女子の定年年齢を男子より低く定めることは、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条に反し、許されません(日産自動車事件、最判昭56.3.24)。



4 ○ 【SEC02 ②私人間効力】  
国が私人と対等な立場で締結する私法上の契約は、実質的に公権力の発動と同視できるような特段の事情のない限り、憲法9条の**直接**適用を受けません(百里基地訴訟、最判平元.6.20)。

5 × 【SEC02 ②私人間効力】  
私企業が、思想信条を理由に雇入れを拒むことは許されますが、いったん雇入れた労働者を思想信条を理由として不利益な取扱いをすることは許されません(三菱樹脂事件、最大判昭48.12.12)。

正解… 4



## ワンポイントアドバイス

## 憲法14条1項の適用

公権力による規制：合憲・違憲(適用する)

私人同士のトラブル：私法を通じて解決(直接適用しない)

**問題004** 法の下平等に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 憲法が条例制定権を認める以上、条例の内容をめぐる地域間で差異が生じることは当然に予期されることであるから、一定の行為の規制につき、ある地域でのみ罰則規定が置かれている場合でも、地域差のゆえに違憲ということとはできない。
- 2 選挙制度を政党本位のものにする 것도国会の裁量に含まれるので、衆議院選挙において小選挙区選挙と比例代表選挙に重複立候補できる者を、一定要件を満たした政党等に所属するものに限ることは、憲法に違反しない。
- 3 法定相続分について嫡出性の有無により差異を設ける規定は、相続時の補充的な規定であることを考慮しても、もはや合理性を有するとはいえ、憲法に違反する。
- 4 尊属に対する殺人を、高度の社会的非難に当たるものとして一般殺人とは区別して類型化し、法律上刑の加重要件とする規定を設けることは、それ自体が不合理な差別として憲法に違反する。
- 5 父性の推定の重複を回避し父子関係をめぐる紛争を未然に防止するために、女性にのみ100日を超える再婚禁止期間を設けることは、立法目的との関係で合理性を欠き、憲法に違反する。

	①	②	③	④	⑤
学習日					
理解度 (○/△/×)					

## 解説

## 1 ○ 【SEC04 ①法の下での平等(14条)】

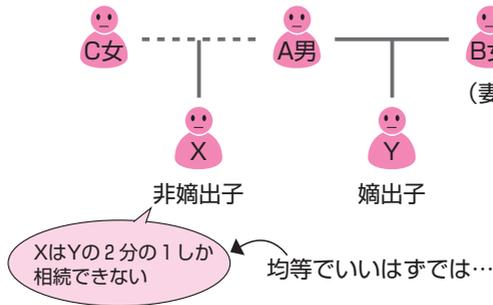
地域ごとに条例制定を認めれば、**地域により差が生じる**ことは当然予期できるので、一定の行為の規制についてある地域でのみ罰則規定が置かれているとしても、地域差のゆえに**違憲ということはありません**(最大判昭33.10.15)。

## 2 ○ 【SEC04 ②議員定数不均衡訴訟】

どのような選挙制度にするかは国会の裁量事項といえ、衆議院選挙において小選挙区選挙と比例代表選挙に重複立候補できる者を一定要件を満たした政党等に所属するものに限っても、憲法に**違反しません**(最大判平11.11.10)。

## 3 ○ 【SEC04 ①法の下での平等(14条)】

法定相続分について**非嫡出子には嫡出子の2分の1しか認めていなかった**民法の規定につき、相続時の補充的な規定であることを考慮してもなお合理性を有するとはいえず、判例は、憲法に**違反する**と判断しています(最大決平25.9.4)。



## 4 × 【SEC04 ①法の下での平等(14条)】

尊属殺人に対する処罰について**死刑と無期懲役に限る**規定を設けることは**違憲**ですが、尊属に対する殺人について法律上刑の加重要件とする規定を設けること自体が違憲と判断されたわけではありません(最大判昭48.4.4)。「それ自体が不合理な差別として」としているところが誤りです。

## 5 ○ 【SEC04 ①法の下での平等(14条)】

**女性にのみ6ヶ月の再婚禁止期間**を定めていた民法の規定につき、判例は、**100日**を超える部分については**違憲**と判断しています(最大判平27.12.16)。

正解… 4

**問題005** 次の文章は、ある最高裁判所判決の一節である。空欄 [ア] ~ [エ] に当てはまる語句を、枠内の選択肢(1~20)から選びなさい。

「公職選挙法の制定又はその改正により具体的に決定された選挙区割と議員定数の配分の下における選挙人の投票の有する [ア] に不平等が存し、あるいはその後の [イ] の異動により右のような不平等が生じ、それが国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般に [ウ] 性を有するものとは考えられない程度に達しているときは、右のような不平等は、もはや国会の [ウ] 的裁量の限界を超えているものと推定され、これを正当化すべき特別の理由が示されない限り、憲法違反と判断されざるを得ないものというべきである。

もっとも、制定又は改正の当時合憲であつた議員定数配分規定の下における選挙区間の議員一人当たりの選挙人数又は [イ] (この両者はおおむね比例するものとみて妨げない。)の較差がその後の [イ] の異動によって拡大し、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至った場合には、そのことによって直ちに当該議員定数配分規定が憲法に違反するとすべきものではなく、憲法上要求される [ウ] 的 [エ] 内の是正が行われなとき初めて右規定が憲法に違反するものというべきである。」

(最大判昭和60年7月17日民集39巻5号1100頁以下)

1 羈束	2 数量	3 地域	4 人事	5 権力
6 価値	7 人工	8 結果	9 票決	10 厳格
11 期間	12 効果	13 機関	14 圍繞	15 合理
16 関連	17 人口	18 明確	19 要件	20 秩序

	①	②	③	④	⑤
学習日					
理解度 (○/△/×)					

## 解説

## 【SEC04 ②議員定数不均衡訴訟】

## ア 価値(6)

選挙権の平等は、選挙人の投票価値まで平等であることが要求されており、1票の格差の問題は投票価値の不平等を生じさせるものです。

## イ 人口(17)

議員定数配分は人口比例に基づいて行われるべきもので、制定当初は格差を生じていなくても、その後の人口異動によって、選挙の実施時には格差が生じることになることもあります。

## ウ 合理(15)

1票の格差の問題では、定数配分に著しい不均衡があってもそれだけで違憲判決を出すわけではなく、合理的期間内には是正が行われていないときに違憲判決が出されます。

## エ 期間(11)

ウの解説を参照。違憲判決が出されるのは、合理的期間内には是正が行われなかったことが必要です。

正解… ア:6 イ:17 ウ:15 エ:11



## ワンポイントアドバイス

議員定数配分規定に著しい不均衡+憲法上要求される合理的期間内における是正がされない  
=違憲判決

※違憲判決が出されても、選挙自体は無効とはされません。

CH05 文章理解(606ページ～617ページ)は、  
文芸作品に対する著作権上の問題から、  
掲載を省略しております。

みんなが欲しかった！行政書士シリーズ  
2018年度版 みんなが欲しかった！行政書士の問題集

発行日 2017年12月20日

初版発行

編著者 TAC株式会社（行政書士講座）

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部（TAC出版）  
〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<http://www.tac-school.co.jp/>

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2017

管理コード 07186P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。